

令和3年度武蔵村山市社会福祉協議会ボランティア団体育成助成金について

ボランティア活動を展開している団体について、当該団体の存続と円滑な活動の確保のため助成金を交付し、もって市内ボランティア団体の育成を目的とした事務費の助成を行います。

なお、財源については、市民の皆様からの寄附金や会費を充当しています。

○対象団体 ※次の条件をすべて満たす団体が対象

- ①複数世帯で構成され、市内を活動拠点としている団体（同一世帯のみの構成は不可）
- ②武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに登録しており、令和元年度に活動実績がある団体
- ③設立後5年以内の団体
- ④他から補助金、助成金を受けていない団体
- ⑤構成員に人件費を払っていない団体
- ⑥法人格を有しない団体
- ⑦前期繰越金が予算額（当該年度）を超過していない団体
- ⑧助成金以上の予算額を計上している団体

○助成対象経費

事業遂行に要する事務費の範囲内の経費

※住民草の根福祉学習会経費の助成との重複利用はできません。

○助成額

1団体 1万5千円以内 ※ただし、予算の範囲内での交付となります。

○申請の受付期限

令和4年2月末日まで

○申請方法

「ボランティア団体助成申請書」に必要事項を記入し、関係書類（令和3年度の予算書と事業計画書）を添えて、社会福祉協議会事務局に提出してください。

○助成の決定と通知

毎月末に行う経営会議に諮り、助成の適格性、適否、助成金額等を決定します。結果は、翌月上旬に「助成決定通知書」により通知します。

○助成の実績報告

助成対象事業を完了後、30日以内に、「助成実績報告書」と関係書類（令和3年度の決算書・事業報告書・参加者内訳書）を添えて、提出していただきます。なお、事業費が助成額に満たない場合は、助成金を精算していただきます。

○その他

この助成事業は、単年度事業ですので、来年度については未定となります。